

## 第2期中期目標の策定

## 1 基本的方針

保健医療計画において県立病院に求められる機能や第1期中期目標の達成状況を踏まえ、県の医療の中核を担う県立病院機構が第2期中期目標期間中に果たすべき目標を、医療機能及び組織経営等の面から記載する。

## 2 目標の期間 (案)

第1期と同じ5年間とする。(平成26年4月1日～平成31年3月31日)

## 3 策定に係る基本的考え方 (案)

- 総論的な表現とし、将来、新たな役割や拡大の可能性のある事項も読み込める表現とする。  
(具体的な取組み等は、中期計画で記載)
- 第1期の基本的役割を継続する。
  - ・高度・専門・特殊医療や救急・急性期医療等の分野における第一級の病院
  - ・地域医療を確保するための支援の中心的機能を果たす
- 第1期からの事情変化や課題等を踏まえ、今後取り組むべき重点事項等を追加、修正する。

## 4 第2期中期目標の策定に係る考え方及び骨子 (案)

別紙 「地方独立行政法人静岡県立病院機構第2期中期目標の策定に係る考え方及び骨子 (案)」とおりのとおり

※スケジュールは裏面のとおりのとおり

## &lt;参考&gt;

◇地方独立行政法人法  
(中期目標)

第25条 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 中期目標の期間(前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。)
- 二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 三 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- 四 財務内容の改善に関する事項
- 五 その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

スケジュール

年度	月	評価委員会 第1回会議	第1期中期目標期間評価 評価要領策定	次期中期目標策定(県) 策定スケジュール等説明	第2期中期計画策定(機構)	その他の業務	
H24	8月			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     検討                      病院ヒアリング                      各分野ヒアリング                      ……                 </div>		H23業務実績本評価、財務諸表意見 → 9月議会報告	
	9月						
	10月						
	11月						
	12月						
	1月	意見交換	中期目標期間暫定評価の各病院ヒアリング			H24業務実績暫定評価の各病院ヒアリング	
H25	2月	第2回会議	暫定評価審議	中期目標骨子審議		H24業務実績暫定評価	
	3月			→ 原案検討			
	4月						
	5月	第1回会議		中期目標原案審議			
	6月			→ 原案修正			
	7月			→ パブリックコメント			
	8月	第2回会議		中期目標最終案審議	中期計画骨子審議	H24業務実績本評価、財務諸表意見 → 9月議会報告	
	9月			→ 9月議会議決		委員改選	
	10月					委員長選出	
	11月	第3回会議			中期計画原案審議		
12月	第4回会議			中期計画最終案審議			
H26	1月	第5回会議			→ 2月議会議決	H25業務実績暫定評価	
	2月						
	3月				県、中期計画認可		
	8月	第1回会議	本評価審議			H25業務実績本評価、財務諸表意見 → 9月議会報告	
	9月						